

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	改 正	現 行
	後	行
（劇物）		
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一（三十一）の三（略）	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一（三十一）の三（略）	
三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
ニル」——カルボニトリル及びこれを含有する製剤	ニル」——カルボニトリル及びこれを含有する製剤	
（劇物）		
第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一（三十一）の三（略）	第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一（三十一）の三（略）	
三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	
（新設）		
三十三（146）の四 ジフルオロオキシルベニトロペニルカーボン酸 （略）	三十三（146）の四 ジフルオロオキシルベニトロペニルカーボン酸 （略）	
四十二（182）の二 ジシクロヘキシルアミン及 びこれを含有する製剤 (新設)	四十二（182）の二 ジシクロヘキシルアミン及 びこれを含有する製剤 (新設)	
四十二の二 ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除 ただし、ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。	四十二の二 ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除 ただし、ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。	

く。

四十三 (略)

四十三の二～四十七 (略)

四十七の二～四十七 (略)

四十七の三 三十 (ジフルオロメチル) ——メチル—N—〔(三R) ——・—・三—トリメチル—一・三—ジヒドロ—一H—インデン—四—イル〕 ——H—ピラゾール—四—カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三—(ジフルオロメチル)—一—メチル—N—〔(三R) ——・—・三—トリメチル—二・三—ジヒドロ—一H—インデン—四—イル〕 ——H—ピラ

ゾール—四—カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八～百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

四十三 二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二～四十七 (略)

四十七の二～ジフェニルアセチル—一・三—インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤
(新設)

四十七の三 ジプロピル—四—メチルチオフェニルホスフエイト及びこれを含有する製剤

四十八～百の十五 (略)

百の十六 二—メルカプトエタノール一〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二—メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九

(略)

百一	(略)
百一の二	(略)
百一の三	モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、モルホリン六%以下を含有するものを除く。
百二	(略)
百二の二 <small>(略)</small> 百十	(略)

百一	(略)
百一の二	モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれ含有する製剤
(新設)	
百二	沃化水素を含有する製剤
百二の二 <small>(略)</small> 百十	(略)